

山形県とアフラックとのがん対策の推進 に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）とアフラック（以下「乙」という。）とは、がん対策の推進に関することについて、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互に連携・協力を行い、甲が策定した「山形県がん対策推進計画」（以下「本計画」という。）に基づくがん対策の取組みを推進することにより、本計画に掲げる基本理念「がん患者を含めた県民が、がんを知り、がんと向き合い、がんを克服する社会の実現」に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- (1) がん及びがんの予防に関する正しい知識の普及啓発に関すること
 - (2) がん検診の重要性の啓発、がん検診の受診勧奨など、がんの早期発見・早期治療の促進に向けた取組みに関すること
 - (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること
- 2 前項に定める事項の具体的な項目については、甲、乙協議して別途定めるものとする。
- 3 乙は、前条の目的を達成するため、甲が連携・協力する他の者とも、必要に応じて甲同様に連携・協力するものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、連携・協力事項の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、相手方の書面による承諾なしに、第三者に開示又は漏洩してはならない。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、期間の満了1ヶ月前までに甲又は乙のいずれかより終了の申し出がない場合は、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

（協定の見直し及び解除）

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定内容の変更又は解除を申し出たときは、甲、乙協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

（疑義の決定）

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲、乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成22年2月24日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県知事

吉村美栄子

乙 東京都新宿区西新宿二丁目1番1号新宿三井ビル

アフラック

社長

外池 徹

山形県と東京海上日動火災保険株式会社とのがん対策の推進に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）と東京海上日動火災保険株式会社（以下「乙」という。）とは、がん対策の推進に関することについて、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互に連携・協力を行い、甲が策定した「山形県がん対策推進計画」（以下「本計画」という。）に基づくがん対策の取り組みを推進することにより、本計画に掲げる基本理念「がん患者を含めた県民が、がんを知り、がんと向き合い、がんを克服する社会の実現」に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- (1) がん及びがんの予防に関する正しい知識の普及啓発に関すること
 - (2) がん検診の重要性の啓発、がん検診の受診勧奨など、がんの早期発見・早期治療の促進に向けた取り組みに関すること
 - (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること
- 2 前項に定める事項の具体的な項目については、甲、乙協議して別途定めるものとする。
- 3 乙は、前条の目的を達成するため、甲が連携・協力する他の者とも、必要に応じて甲同様に連携・協力するものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、連携・協力事項の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、相手方の書面による承諾なしに、第三者に開示又は漏洩してはならない。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、期間の満了1ヶ月前までに甲又は乙のいずれかより終了の申し出がない場合は、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

（協定の見直し及び解除）

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定内容の変更又は解除を申し出たときは、甲、乙協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

（疑義の決定）

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲、乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成22年2月24日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県知事

吉村美栄子

乙 東京都千代田区丸の内一丁目2番1号

東京海上日動火災保険株式会社

常務執行役員

長尾善行

山形県と株式会社山形銀行とのがん対策の推進 に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）と株式会社山形銀行（以下「乙」という。）とは、がん対策の推進に関することについて、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互に連携・協力をを行い、甲が策定した「山形県がん対策推進計画」（以下「本計画」という。）に基づくがん対策の取組みを推進することにより、本計画に掲げる基本理念「がん患者を含めた県民が、がんを知り、がんと向き合い、がんを克服する社会の実現」に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- (1) がん及びがんの予防に関する正しい知識の普及啓発に関すること
 - (2) がん検診の重要性の啓発、がん検診の受診勧奨など、がんの早期発見・早期治療の促進に向けた取組みに関すること
 - (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること
- 2 前項に定める事項の具体的な項目については、甲、乙協議して別途定めるものとする。
- 3 乙は、前条の目的を達成するため、甲が連携・協力する他の者とも、必要に応じて甲同様に連携・協力するものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、連携・協力事項の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、相手方の書面による承諾なしに、第三者に開示又は漏洩してはならない。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、期間の満了1ヶ月前までに甲又は乙のいずれかより終了の申し出がない場合は、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

（協定の見直し及び解除）

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定内容の変更又は解除を申し出たときは、甲、乙協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

（疑義の決定）

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲、乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成22年2月24日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県知事

吉村美栄子

乙 山形県山形市七日町三丁目1番2号

株式会社山形銀行

取締役頭取

長谷川吉茂

山形県と株式会社荘内銀行とのがん対策の推進 に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）と株式会社荘内銀行（以下「乙」という。）とは、がん対策の推進に関することについて、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互に連携・協力を行い、甲が策定した「山形県がん対策推進計画」（以下「本計画」という。）に基づくがん対策の取組みを推進することにより、本計画に掲げる基本理念「がん患者を含めた県民が、がんを知り、がんと向き合い、がんを克服する社会の実現」に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- (1) がん及びがんの予防に関する正しい知識の普及啓発に関すること
 - (2) がん検診の重要性の啓発、がん検診の受診勧奨など、がんの早期発見・早期治療の促進に向けた取組みに関すること
 - (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること
- 2 前項に定める事項の具体的な項目については、甲、乙協議して別途定めるものとする。
- 3 乙は、前条の目的を達成するため、甲が連携・協力する他の者とも、必要に応じて甲同様に連携・協力するものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、連携・協力事項の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、相手方の書面による承諾なしに、第三者に開示又は漏洩してはならない。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、期間の満了1ヶ月前までに甲又は乙のいずれかより終了の申し出がない場合は、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

（協定の見直し及び解除）

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定内容の変更又は解除を申し出たときは、甲、乙協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

（疑義の決定）

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲、乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成22年2月24日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県知事

吉村美栄子

乙 山形県鶴岡市本町一丁目9番7号

株式会社荘内銀行

取締役頭取

國井英夫

山形県と株式会社きらやか銀行とのがん対策の推進 に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）と株式会社きらやか銀行（以下「乙」という。）とは、がん対策の推進に関することについて、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互に連携・協力を行い、甲が策定した「山形県がん対策推進計画」（以下「本計画」という。）に基づくがん対策の取組みを推進することにより、本計画に掲げる基本理念「がん患者を含めた県民が、がんを知り、がんと向き合い、がんを克服する社会の実現」に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- (1) がん及びがんの予防に関する正しい知識の普及啓発に関すること
 - (2) がん検診の重要性の啓発、がん検診の受診勧奨など、がんの早期発見・早期治療の促進に向けた取組みに関すること
 - (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること
- 2 前項に定める事項の具体的な項目については、甲、乙協議して別途定めるものとする。
- 3 乙は、前条の目的を達成するため、甲が連携・協力する他の者とも、必要に応じて甲同様に連携・協力するものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、連携・協力事項の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、相手方の書面による承諾なしに、第三者に開示又は漏洩してはならない。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から平成22年3月31日までとする。ただし、期間の満了1ヶ月前までに甲又は乙のいずれかより終了の申し出がない場合は、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

（協定の見直し及び解除）

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定内容の変更又は解除を申し出たときは、甲、乙協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

（疑義の決定）

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲、乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成22年2月24日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号

山形県知事

吉村美栄子

乙 山形県山形市旅籠町三丁目2番3号

株式会社きらやか銀行

取締役頭取

栗野学